

日医発第469号（保険）  
令和5年6月2日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
松本吉郎  
(公印省略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和5年5月23日付け令和5年厚生労働省告示第192号、第193号及び第194号をもって薬価基準、揭示事項等告示及び特掲診療料告示が改正され、同年5月24日から適用されました（ただし、令和5年厚生労働省告示第193号の改正規定は、令和5年8月1日から適用）。

これを受け、令和5年5月23日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されましたが、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

1. 新医薬品の薬価収載について

- (1) 令和5年5月17日に開催された中医協において、薬価基準に収載することが承認された新医薬品（内用薬2品目、注射薬12品目及び外用薬3品目）が、薬価基準の別表に第6部追補(2)として収載された。

- |   |  |   |
|---|--|---|
| [ | <p>➤ 関連通知等：添付資料1中の厚生労働省告示第192号<br/>添付資料2中の薬価基準告示（参考1）</p> <p>➤ 品目の概要：添付資料3</p> | ] |
|---|--|---|

(2) (1) のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

- ・ ドプテレット錠 20mg
- ・ ヴィアレブ配合持続皮下注
- ・ パリンジック皮下注 2.5mg、同皮下注 10mg 及び同皮下注 20mg
- ・ マイトマイシン眼科外用液用 2mg

〔 ▶ 関連通知等：添付資料 2 中の記 4 〕

## 2. その他

その他にも、以下の改正内容等が示されております。

- ・ 市場拡大再算定の特例品目について（内用薬 18 品目）

(添付資料)

### 1. 官報（令和 5 年 5 月 23 日 号外第 108 号 抜粋）

- ・ 厚生労働省告示第 192 号
- ・ 厚生労働省告示第 193 号
- ・ 厚生労働省告示第 194 号

### 2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

（令和 5 年 5 月 23 日付け 保医発 0523 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長）

### 3. 新医薬品一覧表（令和 5 年 5 月 17 日 中医協総会資料（総-1-1）抜粋）



(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表 第1部~第5部 (略)	第6部 内 追 補 (2)	別表 第1部~第5部 (略)	(新設)
品 名	規 格 単 位	薬 価 円	
(3)	⑩ カルシウムキソコール錠100mg [NIGL]	100mg1錠	7.30
(3)	エキセメスタン錠25mg [NIGL]	25mg1錠	141.70
(4)	オプテコルカチセル50mg	50mg1カプセル	12,596.00
(4)	タケキセゾド錠10mg	10mg1錠	109.50
	タケキセゾド錠20mg	20mg1錠	150.50
	タリージェエOD錠2.5mg	2.5mg1錠	67.20
	タリージェエOD錠5mg	5mg1錠	92.50
	タリージェエOD錠10mg	10mg1錠	127.90
	タリージェエOD錠15mg	15mg1錠	154.80
(4)	トアラセプト配合錠 [NIGL]	1錠	13.00
	ドアラレット錠20mg	20mg1錠	7,106.60
(4)	ピカルタミド錠80mg [NIGL]	80mg1錠	140.80
(4)	アトガム点滴静注液250mg	250mg5mL1管	75.467
(4)	ゾリアレブ配合持続皮下注	10mL1瓶	13,272
(4)	エンタインピオ度下注108mgシリンジ	108mg0.69mL1筒	69.888
(4)	エンタインピオ度下注108mgペン	108mg0.69mL1キット	69.888
(4)	オンボ一度下注100mgオートインジェクター	100mg1mL1キット	126.798
	オンボ一度下注100mgシリンジ	100mg1mL1筒	126.798
	オンボ一度点滴静注300mg	300mg15mL1瓶	192.332
(4)	グルクチオン注射液200mg [NIGL]	200mg1管	57
(4)	パドセア点滴静注用20mg	20mg1瓶	61.276
	パリンゾック度下注2.5mg	2.5mg0.5mL1筒	61.606
	パリンゾック度下注10mg	10mg0.5mL1筒	64.155
	パリンゾック度下注20mg	20mg1mL1筒	65.468

品名	規格単位	薬価
(イ) ヘキサミン度下注250μgシリボンジ	250μg 5mL1瓶	297.289
ヘキサミン度下注500μgシリボンジ	500μg 1mL1瓶	565.154
(ロ) ヘキサミン度下注0.95mg	0.95mg 1瓶 (溶解液付)	18.421
(ア) アボハドローゾン20%	20% 1g	545.80
(イ) コムレクス注射用液1.5%	1.5% 5mL 1瓶	1,534.50
(ウ) チモロールX.E点眼液0.25% 「セソジエ」	0.25% 1mL	109.20
チモロールX.E点眼液0.5% 「セソジエ」	0.5% 1mL	273.00
(カ) ネキソリッド外用ゲル5g	5g 1瓶 (兼合用ゲル付)	162,995.90
(キ) ヘビオローゾン2.5%	2.5% 1g	98.10
(ク) マントマイン眼科外用液用2mg	2mg 1瓶	1,563.90

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第二条 特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジボンブ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) ビメキズマブ製剤 ホスレポドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ベグパリアーゼ製剤	別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジボンブ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) ビメキズマブ製剤 (新設) (新設)

附 則

この告示は、令和五年五月二十四日から適用する。

○厚生労働省告示第九十三号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次の表のように改正し、令和五年八月一日から適用する。

令和五年五月二十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

別表				別表			
品名	規格単位	薬価 円		品名	規格単位	薬価 円	
(あ) (略)				(あ) (略)			
(い)				(い)			
(略)				(略)			
イブランスカプセル25mg	25mg 1 カプセル	<u>5,076.80</u>		イブランスカプセル25mg	25mg 1 カプセル	<u>5,679.70</u>	
イブランスカプセル125mg	125mg 1 カプセル	<u>20,538.90</u>		イブランスカプセル125mg	125mg 1 カプセル	<u>22,978.10</u>	
イブランス錠25mg	25mg 1 錠	<u>5,076.80</u>		イブランス錠25mg	25mg 1 錠	<u>5,679.70</u>	
イブランス錠125mg	125mg 1 錠	<u>20,538.90</u>		イブランス錠125mg	125mg 1 錠	<u>22,978.10</u>	
(略)				(略)			
(う) (略)				(う) (略)			
(え)				(え)			
(略)				(略)			
エンレスト錠50mg	50mg 1 錠	<u>55.40</u>		エンレスト錠50mg	50mg 1 錠	<u>65.20</u>	
エンレスト錠100mg	100mg 1 錠	<u>97.20</u>		エンレスト錠100mg	100mg 1 錠	<u>114.40</u>	
エンレスト錠200mg	200mg 1 錠	<u>171.10</u>		エンレスト錠200mg	200mg 1 錠	<u>201.30</u>	
(お) ~ (そ) (略)				(お) ~ (そ) (略)			
(た)				(た)			
(略)				(略)			
タリージェ錠2.5mg	2.5mg 1 錠	<u>67.20</u>		タリージェ錠2.5mg	2.5mg 1 錠	<u>70.60</u>	
タリージェ錠5mg	5mg 1 錠	<u>92.50</u>		タリージェ錠5mg	5mg 1 錠	<u>97.30</u>	
タリージェ錠10mg	10mg 1 錠	<u>127.90</u>		タリージェ錠10mg	10mg 1 錠	<u>134.50</u>	
タリージェ錠15mg	15mg 1 錠	<u>154.80</u>		タリージェ錠15mg	15mg 1 錠	<u>162.70</u>	
(略)				(略)			
(ち) ~ (ふ) (略)				(ち) ~ (ふ) (略)			
(へ)				(へ)			
(略)				(略)			
ページニオ錠50mg	50mg 1 錠	<u>3,049.70</u>		ページニオ錠50mg	50mg 1 錠	<u>3,319.00</u>	
ページニオ錠100mg	100mg 1 錠	<u>5,567.70</u>		ページニオ錠100mg	100mg 1 錠	<u>6,059.40</u>	
ページニオ錠150mg	150mg 1 錠	<u>7,917.50</u>		ページニオ錠150mg	150mg 1 錠	<u>8,616.80</u>	
(略)				(略)			
(ほ) ~ (ら) (略)				(ほ) ~ (ら) (略)			
(り)				(り)			
(略)				(略)			
リリカOD錠25mg	25mg 1 錠	<u>40.50</u>		リリカOD錠25mg	25mg 1 錠	<u>40.80</u>	
リリカOD錠75mg	75mg 1 錠	<u>67.20</u>		リリカOD錠75mg	75mg 1 錠	<u>67.60</u>	
リリカカプセル25mg	25mg 1 カプセル	<u>40.50</u>		リリカカプセル25mg	25mg 1 カプセル	<u>40.80</u>	
リリカカプセル75mg	75mg 1 カプセル	<u>67.20</u>		リリカカプセル75mg	75mg 1 カプセル	<u>67.60</u>	
(略)				(略)			
(る) ~ (わ) (略)				(る) ~ (わ) (略)			
第2部~第6部 (略)				第2部~第6部 (略)			

○厚生労働省告示第百九十四号  
 保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び第二十条第二号ト、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号ト及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める告示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七号）の一部を次の表のように改正し、令和五年五月二十四日から適用する。  
 令和五年五月二十三日  
 厚生労働大臣 加藤 勝信  
 （傍線部分は改正部分）

改正後

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十号第二号ト及び療担基準第二十号第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン製剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン製剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、プブレノフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行ってゐる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマン製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニル塩酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリバラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマベゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アパタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー 酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デユビルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴ

改正前

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十号第二号ト及び療担基準第二十号第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン製剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン製剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、プブレノフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行ってゐる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマン製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニル塩酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリバラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマベゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アパタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー 酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デユビルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴ

ン様ペプチドー1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュル スルファアーゼ製剤、イミグルセラール製剤、エロスルファアーゼ アルファ製剤、ガルスル ファアーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ペラグルセラール製剤、アルファ製剤、ラロニダール製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1ーインアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、ホスレボドバ・ホスカルピドバ水和物配合剤、ベグバリアーゼ製剤、パピナフスブ アルファ製剤及びアバルグルコシダーゼ アルファ製剤

一 (監)

別表第2

第1部～第3部 (略)

第4部 追 補 (1)

内 用 薬

品 名

規 格 単 位

⑨ ウルソチオキニール酸錠100mg 「チバ」

100mg 1錠

(イ)

エキセメスタン錠25mg 「チバ」

25mg 1錠

(ロ)

トアラセプト配合錠「武田チバ」

1錠

(ハ)

ピカルタミド錠80mg 「チバ」

80mg 1錠

注 射 薬

品 名

規 格 単 位

⑩ グルタチオン注射液200mg 「タイヨー」

200mg 1管

(キ)

外 用 薬

品 名

規 格 単 位

(ク)

チモロールXE点眼液0.25% 「JIG」

0.25% 1mL

チモロールXE点眼液0.5% 「JIG」

0.5% 1mL

ン様ペプチドー1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュル スルファアーゼ製剤、イミグルセラール製剤、エロスルファアーゼ アルファ製剤、ガルスル ファアーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ペラグルセラール製剤、アルファ製剤、ラロニダール製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1ーインアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤及びビメキズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）。

二 (監)

別表第2

第1部～第3部 (略) (新設)



保医発0523第2号  
令和5年5月23日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）及び特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号。以下「特掲診療料告示」という。）が令和5年厚生労働省告示第192号、令和5年厚生労働省告示第193号及び令和5年厚生労働省告示第194号をもって改正され、令和5年5月24日から適用（ただし、令和5年厚生労働省告示第193号の改正規定は、令和5年8月1日から適用）することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

### 記

#### 1 薬価基準の一部改正について

- （1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬8品目、注射薬14品目及び外用薬5品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （2）製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（内用薬4品目、注射薬1品目及び外用薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

- (3) (1)及び(2)により薬価基準の別表に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 4 6 2	3, 5 8 3	2, 0 8 5	2 6	1 3, 1 5 6

- (4) 効能変更等が承認された既収載品であって、「薬価算定の基準について」（令和5年2月15日付け保発0215第2号）第3章第5節4に規定する要件に該当する既収載品（内用薬18品目）について、市場拡大再算定を適用し、薬価の改定を行ったものであること。

- (5) (4)による改定後の薬価調整後の薬価は、令和5年8月1日から適用されるものであり、それまでは従来薬価が適用されること。

## 2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に記載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬4品目、注射薬1品目及び外用薬2品目）について、掲示事項等告示の別表第2に記載することにより、令和6年4月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものであること。

- (2) (1)により掲示事項等告示の別表第2に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	1 6 2	8 7	4 2	0	2 9 1

- (3) ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプ アルファ製剤及びアバルグルコシダーゼ アルファ製剤について、掲示事項等告示第10第1号の「療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

## 3 特掲診療料告示の一部改正について

ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤及びペグバリアーゼ製剤について、特掲診療料の施設基準等別表第9「在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」として定めたものであ

ること。

#### 4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

##### (1) ドプテレット錠 20mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「開腹、開胸、開心、開頭又は臓器切除を伴う観血的手技の場合は、本剤の投与を避けること。」とされていることから、このような症例には使用しないこと。また、観血的手技の名称及び実施予定年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。

##### (2) ヴィアレブ配合持続皮下注

① 本製剤はホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号) 別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。) 区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料の「1 複雑な場合」を算定できるものであること。なお、持続皮下注入シリンジポンプを用いて在宅自己注射を行っている患者について、診察を行った上で、ポンプの状態、投与量等について確認・調整等を行った場合に算定する。この場合、プログラムの変更に係る費用は所定点数に含まれる。

② 本製剤の投与は、カニューレ及び注入器付の専用の投与システムを用いるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

##### (3) パリンジック皮下注 2.5mg、同皮下注 10mg 及び同皮下注 20mg

① 本製剤はペグバリアーゼ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

② 本製剤は針及び注入器付の製品であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

##### (4) マイトマイシン眼科外用液用 2mg

本製剤の適用上の注意において、「患者ごとに本剤の調製を行い、調製後の残液は廃棄すること。」とされているので、使用に当たっては十分に留意すること。

#### 5 関係通知の一部改正について

(1) 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について(令和 3 年 8 月 11 日付け保医発 0811 第 3 号)の記の 4 の(4)を次のように改める。

##### (4) レバスティブ皮下注用 0.95mg 及び同皮下注用 3.8mg

① 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤は腸管の順応期間を経て、経静脈栄養量及び補液量が安定した、あるいはそれ以上低減することが困難

と判断された患者に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

- ② 本製剤の用法及び用量に関連する注意において、「本剤の投与中は継続的に有効性を評価すること。成人では 12 ヶ月間の投与でも改善が認められない場合には、投与継続の必要性を検討すること。小児では投与 6 ヶ月後に有効性を評価し投与継続の必要性を検討すること。本剤投与中に経静脈栄養が不要になった患者においては、個々の患者の状況を踏まえて本剤の投与継続の必要性を検討すること。」とされているので、使用に当たっては十分に留意すること。
- ③ 本製剤はテデュグルチド製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

(2) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 27 年 2 月 23 日付け保医発 0223 第 2 号）の記の 2 の(1)中「タケキャブ錠 10mg 及び同 20mg」を「タケキャブ錠 10mg、同錠 20mg、同 OD 錠 10mg 及び同 OD 錠 20mg」に改める。

(3) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 3 年 11 月 24 日付け保医発 1124 第 4 号）の記の 3 の(7)中「パドセブ点滴静注用 30mg」を「パドセブ点滴静注用 20mg 及び同点滴静注用 30mg」に改める。

(4) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号）の一部を次のように改正する。

- ① 別添 1 第 2 章第 2 部第 3 節 C 2 0 0 (1)中「及びビメキズマブ製剤」を「、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプ アルファ製剤及びアバルグルコシダーゼ アルファ製剤」に改める。
- ② 別添 3 区分 0 1 (5)イ中「及びビメキズマブ製剤」を「、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプ アルファ製剤及びアバルグルコシダーゼ アルファ製剤」に改める。
- ③ 別添 3 別表 2 中「及びビメキズマブ製剤」を「、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤及びペグバリアーゼ製剤」に改める。
- ④ 別添 3 別表 3 中「ビメキズマブ製剤」の次に「ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤」及び「ペグバリアーゼ製剤」を加える。

(5) 「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和 5 年 3 月 3 日付け保医発 0303 第 2 号）を以下のとおり改正する。

- ① 別紙 1 に別添 1 に掲げる医薬品を加え、令和 5 年 5 月 24 日から適用すること。

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品  
※令和5年5月24日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1149117F1276	トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン	1錠	トアラセット配合錠「NIG」	日医工岐阜工場	13.00
内用薬	2362001F2254	ウルソデオキシコール酸	100mg1錠	ウルソデオキシコール酸錠100mg 「NIG」	日医工岐阜工場	7.30
内用薬	4291009F1292	ビカルタミド	80mg1錠	ビカルタミド錠80mg「NIG」	日医工岐阜工場	140.80
内用薬	4291012F1073	エキセメスタン	25mg1錠	エキセメスタン錠25mg「NIG」	日医工岐阜工場	141.70
注射薬	3922400D3136	グルタチオン	200mg1管	グルタチオン注射用200mg「NIG」	日医工岐阜工場	57.00
外用薬	1319702Q3088	チモロールマレイン酸塩	0.25%1mL	チモロールXE点眼液0.25%「センジュ」	千寿製薬	109.20
外用薬	1319702Q4084	チモロールマレイン酸塩	0.5%1mL	チモロールXE点眼液0.5%「センジュ」	千寿製薬	273.00

(参考1)

## 薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	内用薬 局 ウルソデオキシコール酸錠100mg「NIG」	ウルソデオキシコール酸	100mg 1錠	7.30
2	内用薬 エキセメスタン錠25mg「NIG」	エキセメスタン	25mg 1錠	141.70
3	内用薬 オファコルカプセル50mg	コール酸	50mg 1カプセル	12,596.00
4	内用薬 タケキャブOD錠10mg	ボノプラザンフマル酸塩	10mg 1錠	100.50
5	内用薬 タケキャブOD錠20mg	ボノプラザンフマル酸塩	20mg 1錠	150.50
6	内用薬 タリージェOD錠2.5mg	ミロガバリンベシル酸塩	2.5mg 1錠	67.20
7	内用薬 タリージェOD錠5mg	ミロガバリンベシル酸塩	5mg 1錠	92.50
8	内用薬 タリージェOD錠10mg	ミロガバリンベシル酸塩	10mg 1錠	127.90
9	内用薬 タリージェOD錠15mg	ミロガバリンベシル酸塩	15mg 1錠	154.80
10	内用薬 トアラセット配合錠「NIG」	トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン	1錠	13.00
11	内用薬 ドブテレット錠20mg	アバトロンボバグマレイン酸塩	20mg 1錠	7,106.60
12	内用薬 ビカルタミド錠80mg「NIG」	ビカルタミド	80mg 1錠	140.80
13	注射薬 アトガム点滴静注液250mg	抗ヒト胸腺細胞ウマ免疫グロブリン	250mg 5mL 1管	75,467
14	注射薬 ヴィアレブ配合持続皮下注	ホスレボドバ・ホスカルビドパ水和物	10mL 1瓶	13,277
15	注射薬 エンタイビオ皮下注108mgシリンジ	ベドリズマブ (遺伝子組換え)	108mg0.68mL 1筒	69,888
16	注射薬 エンタイビオ皮下注108mgペン	ベドリズマブ (遺伝子組換え)	108mg0.68mL 1キット	69,888
17	注射薬 オンボー皮下注100mgオートインジェクター	ミリキズマブ (遺伝子組換え)	100mg 1mL 1キット	126,798
18	注射薬 オンボー皮下注100mgシリンジ	ミリキズマブ (遺伝子組換え)	100mg 1mL 1筒	126,798
19	注射薬 オンボー点滴静注300mg	ミリキズマブ (遺伝子組換え)	300mg15mL 1瓶	192,332
20	注射薬 グルタチオン注射用200mg「NIG」	グルタチオン	200mg 1管	57
21	注射薬 パドセブ点滴静注用20mg	エンホルツマブ ベドチン (遺伝子組換え)	20mg 1瓶	61,276
22	注射薬 パリンジック皮下注2.5mg	ペグバリアーゼ (遺伝子組換え)	2.5mg0.5mL 1筒	61,606
23	注射薬 パリンジック皮下注10mg	ペグバリアーゼ (遺伝子組換え)	10mg0.5mL 1筒	64,155
24	注射薬 パリンジック皮下注20mg	ペグバリアーゼ (遺伝子組換え)	20mg 1mL 1筒	65,468
25	注射薬 ベスレミ皮下注250μgシリンジ	ロベグインターフェロン アルファ-2b (遺伝子組換え)	250μg0.5mL 1筒	297,259
26	注射薬 ベスレミ皮下注500μgシリンジ	ロベグインターフェロン アルファ-2b (遺伝子組換え)	500μg 1mL 1筒	565,154
27	注射薬 レベスティブ皮下注用0.95mg	テデュグルチド (遺伝子組換え)	0.95mg 1瓶 (溶解液付)	18,421
28	外用薬 アポハイドローション20%	オキシブチニン塩酸塩	20% 1g	545.80
29	外用薬 コムレクス耳科用液1.5%	レボフロキサシン水和物	1.5% 5mL 1瓶	1,584.50
30	外用薬 チモロールXE点眼液0.25%「センジュ」	チモロールマレイン酸塩	0.25% 1mL	109.20
31	外用薬 チモロールXE点眼液0.5%「センジュ」	チモロールマレイン酸塩	0.5% 1mL	273.00
32	外用薬 ネキソブリッド外用ゲル5g	バイナップル茎搾汁精製物	5g 1瓶 (混合用ゲル付)	162,995.90
33	外用薬 ベピオローション2.5%	過酸化ベンゾイル	2.5% 1g	98.10
34	外用薬 マイトマイシン眼科外用液用2mg	マイトマイシンC	2mg 1瓶	1,563.90

(参考2)

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働告示第60号）の一部改正  
（令和5年8月1日より適用）

（単位：円）

医薬品コード	品名	規格単位	現行薬価	調整後薬価
4291051M1021	イブランスカプセル25mg	25mg 1 カプセル	5,679.70	5,076.80
4291051M2028	イブランスカプセル125mg	125mg 1 カプセル	22,978.10	20,538.90
4291051F1022	イブランス錠25mg	25mg 1 錠	5,679.70	5,076.80
4291051F2029	イブランス錠125mg	125mg 1 錠	22,978.10	20,538.90
2190041F1027	エンレスト錠50mg	50mg 1 錠	65.20	55.40
2190041F2023	エンレスト錠100mg	100mg 1 錠	114.40	97.20
2190041F3020	エンレスト錠200mg	200mg 1 錠	201.30	171.10
1190026F1028	タリージェ錠2.5mg	2.5mg 1 錠	70.60	67.20
1190026F2024	タリージェ錠5mg	5mg 1 錠	97.30	92.50
1190026F3020	タリージェ錠10mg	10mg 1 錠	134.50	127.90
1190026F4027	タリージェ錠15mg	15mg 1 錠	162.70	154.80
4291054F1026	ページニオ錠50mg	50mg 1 錠	3,319.00	3,049.70
4291054F2022	ページニオ錠100mg	100mg 1 錠	6,059.40	5,567.70
4291054F3029	ページニオ錠150mg	150mg 1 錠	8,616.80	7,917.50
1190017F1029	リリカOD錠25mg	25mg 1 錠	40.80	40.50
1190017F2025	リリカOD錠75mg	75mg 1 錠	67.60	67.20
1190017M1028	リリカカプセル25mg	25mg 1 カプセル	40.80	40.50
1190017M2024	リリカカプセル75mg	75mg 1 カプセル	67.60	67.20

## 掲示事項等告示

別表第2 (令和6年3月31日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位
1	内用薬 局 ウルソデオキシコール酸錠100mg「テバ」	ウルソデオキシコール酸	100mg 1錠
2	内用薬 エキセメスタン錠25mg「テバ」	エキセメスタン	25mg 1錠
3	内用薬 トアラセット配合錠「武田テバ」	トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン	1錠
4	内用薬 ビカルタミド錠80mg「テバ」	ビカルタミド	80mg 1錠
5	注射薬 グルタチオン注射用200mg「タイヨー」	グルタチオン	200mg 1管
6	外用薬 チモロールXE点眼液0.25%「JG」	チモロールマレイン酸塩	0.25% 1mL
7	外用薬 チモロールXE点眼液0.5%「JG」	チモロールマレイン酸塩	0.5% 1mL



(参考4：新旧対照表)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和3年8月11日付け保医発0811第3号）の記の4の(4)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(4) <u>レベスティブ皮下注用 0.95mg 及び同皮下注用 3.8mg</u></p> <p>① 本剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤は腸管の順応期間を経て、経静脈栄養量及び補液量が安定した、あるいはそれ以上低減することが困難と判断された患者に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。</p> <p>② 本剤の用法及び用量に関連する注意において、「本剤の投与中は継続的に有効性を評価すること。成人では12ヵ月間の投与でも改善が認められない場合には、投与継続の必要性を検討すること。小児では投与6ヵ月後に有効性を評価し投与継続の必要性を検討すること。本剤投与中に経静脈栄養が不要になった患者においては、個々の患者の状況を踏まえて本剤の投与継続の必要性を検討すること。」とされているので、使用に当たっては十分に留意すること。</p> <p>(削る)</p> <p>③ 本剤はテデュグルチド製剤であり、本剤の自己注射を行っ</p>	<p>4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(4) <u>レベスティブ皮下注用 3.8mg</u></p> <p>① 本剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤は腸管の順応期間を経て、経静脈栄養量及び補液量が安定した、あるいはそれ以上低減することが困難と判断された患者に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。</p> <p>② 本剤の用法及び用量に関連する注意において、「本剤の投与中は継続的に有効性を評価すること。成人では12ヵ月間の投与でも改善が認められない場合には、投与継続の必要性を検討すること。小児では投与6ヵ月後に有効性を評価し投与継続の必要性を検討すること。本剤投与中に経静脈栄養が不要になった患者においては、個々の患者の状況を踏まえて本剤の投与継続の必要性を検討すること。」とされているので、使用に当たっては十分に留意すること。</p> <p>③ <u>本剤の特定の背景を有する患者に関する注意において、本剤は0.5mg未満の投与量を調整できないため、体重10kg未満の患者及び体重20kg未満の中等度以上の腎機能障害患者（クレアチニンクリアランス50mL/min未満）には用いないこととされているので、使用に当たっては十分に留意すること。</u></p> <p>④ 本剤はテデュグルチド製剤であり、本剤の自己注射を行っ</p>

ている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

ている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>別添1</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第2部 在宅医療</p> <p>第3節 薬剤料</p> <p>C200 薬剤</p> <p>(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。</p> <p><b>【厚生労働大臣の定める注射薬】</b></p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI<sub>2</sub>製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、ス</p>	<p>別添1</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第2部 在宅医療</p> <p>第3節 薬剤料</p> <p>C200 薬剤</p> <p>(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。</p> <p><b>【厚生労働大臣の定める注射薬】</b></p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI<sub>2</sub>製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、ス</p>

マトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラール製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラ

マトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラール製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラ

ーゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、濃縮乾燥人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレポドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプ アルファ製剤及びアバ  
ルグルコシダーゼ アルファ製剤

(2)～(6) (略)

### 別添3

区分01 調剤料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激

ーゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、濃縮乾燥人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤及びビメキズマブ製剤

(2)～(6) (略)

### 別添3

区分01 調剤料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激

ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI<sub>2</sub>製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、

ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI<sub>2</sub>製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、

エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラール製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラール製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ アルファ製剤及びアバルグルコシダーゼ アルファ製剤に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患者に当該注

エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラール製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラール製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤及びビメキズマブ製剤に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患者に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患者に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医

射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患者に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ (略)

(6)～(13) (略)

#### 別表 2

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性化型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタ

の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ (略)

(6)～(13) (略)

#### 別表 2

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性化型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタ



セプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤及びペグバリアーゼ製剤の自己注射のために用いるデイスポーザブル注射器（針を含む。）

- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別表の I に規定されている特定保険医療材料

別表 3

インスリン製剤  
 ヒト成長ホルモン剤  
 遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤

セプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤及びビメキズマブ製剤の自己注射のために用いるデイスポーザブル注射器（針を含む。）

- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別表の I に規定されている特定保険医療材料

別表 3

インスリン製剤  
 ヒト成長ホルモン剤  
 遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤

乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤  
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤  
乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤  
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤  
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）  
性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤  
性腺刺激ホルモン製剤  
ゴナドトロピン放出ホルモン誘導體  
ソマトスタチンアナログ  
顆粒球コロニー形成刺激因子製剤  
インターフェロンアルファ製剤  
インターフェロンベータ製剤  
ブプレノルフィン製剤  
抗悪性腫瘍剤  
グルカゴン製剤  
グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト  
ヒトソマトメジンC製剤  
エタネルセプト製剤  
ペグビソマント製剤  
スマトリプタン製剤  
グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン  
塩酸塩配合剤  
アダリムマブ製剤  
テリパラチド製剤

乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤  
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤  
乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤  
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤  
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）  
性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤  
性腺刺激ホルモン製剤  
ゴナドトロピン放出ホルモン誘導體  
ソマトスタチンアナログ  
顆粒球コロニー形成刺激因子製剤  
インターフェロンアルファ製剤  
インターフェロンベータ製剤  
ブプレノルフィン製剤  
抗悪性腫瘍剤  
グルカゴン製剤  
グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト  
ヒトソマトメジンC製剤  
エタネルセプト製剤  
ペグビソマント製剤  
スマトリプタン製剤  
グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン  
塩酸塩配合剤  
アダリムマブ製剤  
テリパラチド製剤

アドレナリン製剤  
ヘパリンカルシウム製剤  
アポモルヒネ塩酸塩製剤  
セルトリズマブペゴル製剤  
トシリズマブ製剤  
メトレプレチン製剤  
アバタセプト製剤  
pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤  
アスホターゼ アルファ製剤  
グラチラマー酢酸塩製剤  
セクキヌマブ製剤  
エボロクマブ製剤  
ブロダルマブ製剤  
アリロクマブ製剤  
ベリムマブ製剤  
イキセキズマブ製剤  
ゴリムマブ製剤  
エミシズマブ製剤  
イカチバント製剤  
サリルマブ製剤  
デュピルマブ製剤  
インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤  
ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤  
遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤  
ブロスマブ製剤

アドレナリン製剤  
ヘパリンカルシウム製剤  
アポモルヒネ塩酸塩製剤  
セルトリズマブペゴル製剤  
トシリズマブ製剤  
メトレプレチン製剤  
アバタセプト製剤  
pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤  
アスホターゼ アルファ製剤  
グラチラマー酢酸塩製剤  
セクキヌマブ製剤  
エボロクマブ製剤  
ブロダルマブ製剤  
アリロクマブ製剤  
ベリムマブ製剤  
イキセキズマブ製剤  
ゴリムマブ製剤  
エミシズマブ製剤  
イカチバント製剤  
サリルマブ製剤  
デュピルマブ製剤  
インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤  
ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤  
遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤  
ブロスマブ製剤

メポリズマブ製剤

オマリズマブ製剤

テデュグルチド製剤

サトラリズマブ製剤

ガルカネズマブ製剤

オフアツムマブ製剤

ボソリチド製剤

エレヌマブ製剤

アバロパラチド酢酸塩製剤

カブラシズマブ製剤

濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤

フレマネズマブ製剤

メトトレキサート製剤

チルゼパチド製剤

ビメキズマブ製剤

ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤

ペグバリアーゼ製剤

メポリズマブ製剤

オマリズマブ製剤

テデュグルチド製剤

サトラリズマブ製剤

ガルカネズマブ製剤

オフアツムマブ製剤

ボソリチド製剤

エレヌマブ製剤

アバロパラチド酢酸塩製剤

カブラシズマブ製剤

濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤

フレマネズマブ製剤

メトトレキサート製剤

チルゼパチド製剤

ビメキズマブ製剤

(新設)

(新設)

新医薬品一覧表(令和5年5月24日収載予定)

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等	薬効分類		ページ
1	ドブレレット錠20mg	20mg1錠	Swedish Orphan Biovitrum Japan株式会社	アバトロンボバグマレイン 酸塩	新有効成分含有医薬品	7,106.60円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	—	内339	その他の血液・体液用薬(待機的な観 血的手技を予定している慢性肝疾患患 者における血小板減少症の改善)	3
2	オファコルカプセル50mg	50mg1カプセル	株式会社レクメド	コール酸	新有効成分含有医薬品	12,596.00円	原価計算方式	有用性加算(Ⅱ)A=5% 市場性加算(Ⅰ)A=10% 新薬創出等加算 加算係数 0.6	内399	他に分類されない代謝性医薬品(先天 性胆汁酸代謝異常症)	5
3	ヴィアレブ配合持続皮下注	10mL1瓶	アツヴィ合同会社	ホスレボドパ・ホスカルビド バ水和物	新有効成分含有医薬品 新医療用配合剤	13,277円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅱ)A=10% 新薬創出等加算	注116	抗パーキンソン剤(レボドパ含有製剤を 含む既存の薬物療法で十分な効果が 得られないパーキンソン病の症状の日 内変動(wearing-off現象)の改善)	7
4	エンタイビオ皮下注108mgベン エンタイビオ皮下注108mgシリンジ	108mg0.68mL1キット 108mg0.68mL1筒	武田薬品工業株式会社	ベドリズム(遺伝子組換 え)	新投与経路医薬品	69,888円 69,888円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	新薬創出等加算	注239	その他の消化器官用薬(中等症から重 症の潰瘍性大腸炎の維持療法(既存 治療で効果不十分な場合に限る))	9
5	オンポー点滴静注300mg	300mg15mL1瓶	日本イーライリリー株式 会社	ミリキズマブ(遺伝子組換 え)	新有効成分含有医薬品	192,332円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	—	注239	その他の消化器官用薬(中等症から重 症の潰瘍性大腸炎の寛解導入療法 (既存治療で効果不十分な場合に限 る))	11
6	オンポー皮下注100mgオートインジェクター オンポー皮下注100mgシリンジ	100mg1mL1キット 100mg1mL1筒	日本イーライリリー株式 会社	ミリキズマブ(遺伝子組換 え)	新有効成分含有医薬品	126,798円 126,798円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	—	注239	その他の消化器官用薬(中等症から重 症の潰瘍性大腸炎の維持療法(既存 治療で効果不十分な場合に限る))	13
7	パリンジック皮下注2.5mg パリンジック皮下注10mg パリンジック皮下注20mg	2.5mg0.5mL1筒 10mg0.5mL1筒 20mg1mL1筒	BioMarin Pharmaceutical Japan株式会社	ベグバリアーゼ(遺伝子組 換え)	新有効成分含有医薬品	61,606円 64,155円 65,468円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅱ)A=5% 市場性加算(Ⅰ)A=10% 新薬創出等加算	注399	他に分類されない代謝性医薬品(フェ ニルケトン尿症)	15
8	ベスレミ皮下注250μgシリンジ ベスレミ皮下注500μgシリンジ	250μg0.5mL1筒 500μg1mL1筒	ファーマエッセンシアジャ パン株式会社	ロベグインターフェロン ア ルファー-2b(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	297,259円 565,154円	原価計算方式	費用対効果評価(H1)	注429	その他の腫瘍用薬(真性多血症(既存 治療が効果不十分又は不適当な場 合に限る))	17
9	アトガム点滴静注液250mg	250mg5mL1管	ファイザー株式会社	抗ヒト胸腺細胞ウマ免疫グ ロブリン	新有効成分含有医薬品	75,467円	原価計算方式	有用性加算(Ⅱ)A=5% 市場性加算(Ⅰ)A=10% 新薬創出等加算 加算係数 0	注639	その他の生物学的製剤(中等症以上の 再生不良性貧血)	19
10	アポハイドローション20%	20%1g	久光製薬株式会社	オキシプチニン塩酸塩	新効能医薬品、新 剤形医薬品	545.80円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	—	外125	発汗剤、止汗剤(原発性手掌多汗症)	21
11	コムレクス耳科用液1.5%	1.5%5mL1瓶	セオリアファーマ株式会 社	レボフロキサシン水和物	新投与経路医薬品	1,584.50円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	—	外132	耳鼻科用剤(<適応菌種>本剤に感性 のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎 球菌、モラクセラ(ブランハメラ)・カタ ラーリス、肺炎桿菌、エンテロバクター 属、セラチア属、インフルエンザ菌、緑 膿菌、アシネトバクター属 <適応症>外耳炎、中耳炎)	23

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等	薬効分類		ページ
12	ネキソブリッド外用ゲル5g	5g1瓶(混合用ゲル付)	科研製薬株式会社	パイナップル茎搾汁精製物	新有効成分含有医薬品	162,995.90円	原価計算方式	有用性加算(Ⅱ)A=5% 市場性加算(Ⅰ)A=10% 新薬創出等加算 加算係数 0	外269	その他の外皮用薬(深達性Ⅱ度又はⅢ度熱傷における壊死組織の除去)	25

	品目数	成分数
内用薬	2	2
注射薬	12	6
外用薬	3	3
計	17	11